

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年7月28日

【会社名】 株式会社メドレックス

【英訳名】 Medrx Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 松村 米浩

【本店の所在の場所】 香川県東かがわ市西山431番地7

【電話番号】 0879-23-3071

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理部長 藤岡 健

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋浜町二丁目35番7号

【電話番号】 03-3664-9665

【事務連絡者氏名】 取締役経営管理部長 藤岡 健

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式及び新株予約権証券(行使価額修正条項付新株予約権付社債券等)

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当

株式	200,096,000円
第17回新株予約権証券	6,310,000円
新株予約権の払込価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額	940,190,000円

(注) 新株予約権の行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。

また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する可能性があります。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	676,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1 新規発行株式(以下「本新株式」といいます。)の発行は、2020年7月28日開催の当社取締役会決議によります。

- 2 本新株式の振替機関の名称及び住所  
 名称：株式会社証券保管振替機構  
 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	676,000	200,096,000	100,048,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	676,000	200,096,000	100,048,000

(注) 1 第三者割当の方法によります。

- 2 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は、100,048,000円であります。

##### (2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
296	148	100株	2020年8月13日	-	2020年8月13日

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。割当予定先であるJapan International Partners LLC(以下「割当予定先」といいます。)の概要については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。

- 2 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は、会社法上の増加する資本金の金額であります。  
 3 申込み及び払込みの方法は、割当予定先との間で本新株式の総数引受契約を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、  
 4 払込期日までに、割当予定先との間で本新株式の総数引受を締結しない場合は、第三者割当による本新株式の発行は行われなないこととなります。

##### (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社メドレックス 経営管理部	東京都中央区日本橋浜町二丁目35番7号

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社中国銀行 三本松支店	香川県東かがわ市三本松610-4

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行新株予約権証券(第17回新株予約権証券)】

## (1) 【募集の条件】

発行数	31,550個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	金6,310,000円
発行価格	新株予約権1個当たり200円(第17回新株予約権の目的である株式1株当たり2.00円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2020年8月13日(木)
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社メドレックス 経営管理部 東京都中央区日本橋浜町二丁目35番7号
払込期日	2020年8月13日(木)
割当日	2020年8月13日(木)
払込取扱場所	株式会社中国銀行 三本松支店

- (注) 1 株式会社メドレックス第17回新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)については、2020年7月28日(火)開催の当社取締役会において発行を決議しています。
- 2 申込み及び払込みの方法は、割当予定先との間で本新株予約権の総数引受を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしします。
- 3 本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
- 4 本新株予約権の振替機関の名称及び住所  
株式会社証券保管振替機構  
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## (2) 【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条 項付新株予約権付社 債券等の特質	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本新株予約権の目的である株式の総数は3,155,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、割当株式数は、調整されることがある。)。なお、行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する可能性がある。</li> <li>2 本新株予約権の行使価額の修正基準：本新株予約権の行使価額は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第4項第(1)号に定める本新株予約権の各行使請求に必要な事項の通知がなされた日(以下「修正日」という。)の直前取引日の東京証券取引所(以下「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値が無い場合には、その直前の終値。以下同じ。)(以下「東証終値」という。)の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該行使請求に必要な事項の通知がなされた日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該通知がなされた日以降、当該金額に修正される。但し、修正日に係る修正後の行使価額が164円(以下「下限行使価額」とい)、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。)を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。</li> <li>3 行使価額の修正頻度：行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。</li> <li>4 行使価額の下限：当初164円(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整されることがある。)</li> <li>5 割当株式数の上限：本新株予約権の目的である株式の総数は3,155,000株(発行決議日現在の発行済株式総数に対する割合は19.89%)、割当株式数は100株で確定している。</li> <li>6 本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権がすべて行使された場合の資金調達額)：523,730,000円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。)</li> <li>7 本新株予約権には、当社の決定により本新株予約権の全部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。</li> </ol>
新株予約権の目的と なる株式の種類	当社普通株式(当社普通株式の内容は、完全議決権株式であり権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社は1単元を100株とする単元株式制度を採用している。)
新株予約権の目的と なる株式の数	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本新株予約権の目的である株式の総数は、3,155,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本欄第2項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後株式数に応じて調整されるものとする。</li> <li>2 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により本新株予約権の目的となる株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。 調整後株式数 = 調整前株式数 × 当該株式分割又は株式併合の比率 調整後株式数は、株式分割の場合、当該株式分割の基準日の翌日(基準日の定めがないときはその効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、当該承認があった日の翌日以降、これを適用するものとする。 その他、本新株予約権の目的となる株式の数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で本新株予約権の目的となる株式の数を適宜調整するものとする。</li> </ol>
新株予約権の行使時 の払込金額	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。</li> <li>2 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)は、当初296円とする。</li> <li>3 行使価額の修正 修正日価額が、当該修正日の直前に有効な行使価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される。但し、修正日に係る修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には行使価額は下限行使価額とする。</li> </ol>

## 4 行使価額の調整

- (1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当による場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに交付する場合、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、会社分割、株式交換若しくは合併により当社普通株式を交付する場合、又は2020年7月28日開催の取締役会の決議に基づく当社普通株式の発行を除く。また、当社若しくはその関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に定める関係会社をいう。以下同じ。))の取締役その他の役員若しくは使用人に譲渡制限付株式報酬として当社普通株式が交付される場合(以下、「譲渡制限付株式報酬」という。))には、当該交付の結果、(i)本新株予約権の発行後において譲渡制限付株式報酬として本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって交付される当社普通株式の累計数及び(ii)当社又はその関係会社の取締役その他の役員又は使用人に新株予約権を割り当てる場合(以下、「ストック・オプション」という。))、本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できるストック・オプションとして、本新株予約権の発行後において発行される新株予約権について全て当初の条件で行使された場合に交付される当社普通株式の累計数の合計が、本新株予約権の払込期日における当社普通株式数(本新株予約権の発行後に当社普通株式の株式分割、株式併合又は無償割当が行われた場合には、当該株式数は適切に調整されるものとする。以下本号 において同じ。))の10%を超えることとなる場合に限り、なお、かかる累計数の合計の割合が10%を超える交付が行われた場合、当該交付に係る調整に際しては、10%を超える交付部分のみを考慮するものとする。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当の場合はその効力発生日とする。))の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))を発行又は付与する場合(但し、ストック・オプションとして新株予約権を発行する場合には、当該発行の結果、(i)本新株予約権の発行後において譲渡制限付株式報酬として本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって交付される当社普通株式の累計数及び(ii)本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できるストック・オプションとして、本新株予約権の発行後において発行される新株予約権について全て当初の条件で行使された場合に交付される当社普通株式の累計数の合計が、本新株予約権の払込期日における当社普通株式数の10%を超えることとなる場合に限り、なお、かかる累計数の合計の割合が10%を超える発行が行われた場合、当該発行に係る調整に際しては、10%を超える交付部分のみを考慮するものとする。))

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)の翌日以降又は(無償割当の場合は)効力発生日の翌日以降これを適用する。但し、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合(但し、本号 により既に行使価額が調整されたものを除く。))

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

	<p>本号 乃至 の場合において、基準日が設定され、かつ効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。</p> <p>この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。</p> $\text{株式数} = \frac{\left( \begin{array}{c} \text{調整前} \\ \text{行使価額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{調整後} \\ \text{行使価額} \end{array} \right) \times \text{調整前行使価額により} \text{当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日(但し、本項第(2)号 の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p>
	<p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本金の額の減少、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由等の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、本項第(2)号 に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>金940,190,000円</p> <p>別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記金額は増加又は減少する可能性がある。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する可能性がある。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額</p>	<p>1 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、当該行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の総額に、当該行使請求に係る本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、当該行使請求に係る割当株式数で除した額とする。</p> <p>2 新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
<p>新株予約権の行使期間</p>	<p>2020年8月14日から2022年8月15日までの期間(以下「行使期間」という。)とする。</p>

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新株予約権の行使請求受付場所 株式会社アイ・アール ジャパン 証券代行業務部</li> <li>2 新株予約権の行使請求取次場所 該当事項はありません。</li> <li>3 新株予約権の行使に関する払込取扱場所 株式会社中国銀行 三本松支店</li> <li>4 新株予約権の行使請求及び払込の方法 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 本新株予約権を行使する場合、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に本欄第1項記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。</li> <li>(2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて本欄第3項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。</li> <li>(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、本欄第1項記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。</li> </ol> </li> </ol>
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 当社は、本新株予約権の取得が必要であるとして、2020年8月14日以降に当社取締役会が決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり200円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。</li> <li>2 当社は、当社が消滅会社となる合併又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転(以下「組織再編行為」という。)につき当社株主総会で承認決議した場合、当該組織再編行為の効力発生前に、会社法273条の規定に従って通知をした上で、本新株予約権1個当たり200円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。</li> <li>3 当社は、2022年8月15日において、本新株予約権1個当たり200円の価額で、当該時点で残存する本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。</li> </ol>
新株予約権の譲渡に関する事項	該当事項なし。 但し、当社と割当予定先との間で締結予定の買取契約(以下「本買取契約」といいます。)において、割当予定先は、当社取締役会の事前の承認がない限り、本新株予約権を第三者に譲渡することはできない旨が定められる予定である。
代用払込みに関する事項	該当事項なし。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし。

## (注) 1 資金調達概要及び選択理由

## (1) 資金調達の目的

当社グループは、イオン液体\*1を利用した独自の経皮製剤技術ILTS®(Ionic Liquid Transdermal System)、薬物のナノコロイド\*2化技術を利用した独自の経皮製剤技術NCTS®(Nano-sized Colloid Transdermal System)を中心とした医薬品製剤技術を用いて、低分子から高分子に至る様々な有効成分の経皮吸収\*3性を飛躍的に向上させることにより、新しい医薬品を開発することを事業の中核に据えた創薬ベンチャーであります。現在、CPN-101(MRX-4TZT): 痙性麻痺治療薬(チザニジン\*4テープ剤)、MRX-5LBT: 帯状疱疹後の神経疼痛治療薬(リドカイン\*5テープ剤)、MRX-9FLT: 中枢性鎮痛貼付剤(フェンタニル\*6テープ剤)、の3つのパイプラインについて、米国での臨床開発を実施中であり、MRX-7MLL: アルツハイマー治療薬(メマンチン\*7貼付剤)についても、早期に米国での臨床開発を開始することを計画しています。また、当社グループでは上記4つの貼付剤パイプラインとは別に、無痛での自己接種が可能で従来の接種方法と比べて高い免疫応答が期待できる、ワクチン等の投与デバイスであるマイクロニードル\*8の研究開発に取り組んでおり、世界でまだ数ヶ所しかない医療用医薬品/ワクチン用途のマイクロニードル治験薬工場を稼働させています。

今回の資金調達の第一の目的は、マイクロニードル治験薬工場への設備増強に充てる資金を早期に確保することにあります。具体的には、パンデミック化したCOVID-19を初めとする新興感染症対策として多種多様なワクチン候補が開発されつつある現況において、病原性のある細菌やウイルス、遺伝子組み換え生物等の取り扱いを可能にするための「拡散防止等のバイオセーフティ対策」を中心としたマイクロニードル治験薬工場の設備増強を計画しています。この設備増強により、現在フィージビリティスタディ(実現可能性を検討する研究)を実施中又は実施に向けた協議を行っている製薬会社やワクチンベンチャー等との事業提携を深化・加速することを目論んでいます。当社グループでは、自己接種可能なワクチンマイクロニードル製剤が、パンデミック発生時の医療体制堅持や、医療インフラが不十分な地域での公衆衛生向上に貢献できるものと確信しています。

今回の資金調達の第二の目的は、MRX-9FLT: 中枢性鎮痛貼付剤(フェンタニルテープ剤)開発における「誤用事故防止機能」を製品ラベルとして表示するための試験費用を機動的に確保することにあります。フェンタニルは、オピオイド\*9の一種で、医療用麻薬に指定されており、米国においては重度の急性疼痛、慢性疼痛及び癌性疼痛に主に貼付剤として使用されています。フェンタニル貼付剤においては、患者の使用後の貼付剤を幼児・小児が誤って噛んだり貼付したりすることで死亡する誤用事故が報告されています。当社グループで

は、オピオイド貼付剤における誤用事故の抑制・防止を目的とした独自技術を開発しており、その技術を適用したフェンタニルテープ剤について2019年5月に米国規制当局であるFDA (Food and Drug Administration) と面談会議を実施し、幼児・小児に対する誤用事故防止機能を持った貼付剤は重要で価値のあるゴールであることを確認しています。2019年11月15日に発行決議した第15回新株予約権によりMRX-9FLTを医療用医薬品として承認取得するための標準的な/最低限の開発費用は確保しており、米国での臨床開発を開始したところですが、今回の資金調達において、MRX-9FLTの特長である「誤用事故防止機能」を製品ラベルとして表示するための試験費用を確保することを企図しています。現在市販されているフェンタニル貼付剤によって引き起こされている誤用事故を、少しでも早く減減させることを目指して2022年に新薬承認申請することを計画しています。米国におけるフェンタニル貼付剤市場は、2018年において340億円と推計されており (data source : IQVIA)、誤用事故防止という高付加価値化により、現市場の置き換えと市場拡大を企図しています。

今回の資金調達の第三の目的は、2019年11月15日に発行決議した第15回新株予約権による調達を試みたが株価変動等の事由により未調達となった、MRX-5LBT:帯状疱疹後の神経疼痛治療薬(リドカインテープ剤)の欧州での新薬承認申請のための開発資金を得ることにあります。当社グループでは、MRX-5LBTについて、2020年に新薬承認申請を行う計画の下で米国での開発を進めると並行して、欧州での開発も検討してきました。2019年6月に欧州規制当局の一つであるBfArM (Bundesinstitut für Arzneimittel und Medizinprodukte) と面談会議を行い、欧州での新薬承認申請に向けたデータパッケージについて協議、確認しています。今回の資金調達においては、欧州での開発費用として見積もっている661百万円のうち、220百万円を調達することを見込んでいます。欧州での開発資金を早期に確保して、2021年に新薬承認申請することを計画しています。欧州主要5か国(ドイツ、フランス、イギリス、イタリア、スペイン)におけるリドカイン貼付剤市場は、2018年において230億円と推計されています (data source : IQVIA)。

当社グループは、ベンチャー企業として医薬品開発に取り組んでおりますが、医薬品の研究開発には長期に及ぶ先行投資が必要であり、期間損益のマイナスが先行して営業赤字が継続しているため継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況となっております。この点、2020年5月14日に提出した第19期第1四半期報告書上で、四半期連結損益計算書(自2020年1月1日至2020年3月31日)における親会社株主に帰属する四半期純損失は302百万円、四半期連結貸借対照表(2020年3月末)における利益剰余金は11,407百万円のマイナスとなっております。但し、2013年2月13日の東証マザーズ市場への上場に伴う資金調達及び上場以降適時に実施してまいりました資金調達により、既存のパイプラインに関する研究開発活動を展開するための資金は確保できており、継続企業の前提に関する不確実性はないと認識しております。このような当社グループの現況において、現有資金(2020年3月末残高1,465百万円)では上記の設備投資費用、開発費用を賄うことができないため、下記「(2) 資金調達方法の概要」に記載した資金調達方法(以下「本スキーム」といいます。)による資金調達を計画しました。当社グループの医薬品製剤技術を大きな事業価値として具現化するために、また各パイプラインが内包している開発進捗不順による収益の不確実性を分散するための方策としても、積極的に開発パイプラインのポートフォリオを充実させることが当社グループの収益基盤を強化・複線化する最善の手段であり、中長期的な当社グループの企業価値向上に資すると考えております。

## (語句説明)

- (\*1)イオン液体とは、融点が100 以下の塩(えん)のことで、常温溶融塩とも呼ばれています。低融点、高いイオン伝導性、高極性、不揮発性、不燃性等の特徴を有しており、太陽電池や環境に優しい反応溶媒等、多方面における応用が検討されています。当社では、薬物をイオン液体化する、又は、イオン液体に薬物を溶解することにより、当該薬物の経皮浸透性を飛躍的に向上させることができることを世界に先駆けて見出しました。現在までに、人体への使用実績がある化合物の組み合わせによる安全性が高いと考えられるイオン液体ライブラリー、対象薬物の経皮浸透性向上に適したイオン液体の選択に関するノウハウ、薬物を含有するイオン液体をその特性を保持したまま使い勝手のよい形(貼り薬、塗り薬等)に製剤化するノウハウ等を蓄積しています。これらのノウハウ等も含めた独自の経皮吸収型製剤作製技術を総称して、ILTS<sup>®</sup>(Ionic Liquid Transdermal System)と呼んでいます。
- (\*2)コロイドとは、液体、固体又は気体にある粒子が均一に分散している状態をいい、ナノコロイドとは、粒子がナノサイズのコロイドです。
- (\*3)経皮吸収とは、皮膚から(薬物を)体内に吸収・浸透させることです。
- (\*4)チザニジンとは、中枢性筋弛緩剤(脳や脊髄にある中枢神経に作用して筋肉の緊張を緩和する薬)の一種で、痛みを伴う肩こりや腰痛、五十肩、緊張性頭痛等の治療及び痙攣性麻痺等の筋肉がこわばる症状の治療に使用されています。
- (\*5)リドカインとは、神経末端において痛みの信号を遮断することにより痛みを軽減させる、局所麻酔薬の一種です。
- (\*6)フェンタニルとは、中枢性鎮痛薬(脳や脊髄にある中枢神経に作用して痛みを抑制する薬)の一種で、医療用麻薬に指定されており、重度の急性疼痛、慢性疼痛及び癌性疼痛に使用されています。
- (\*7)メマンチンとは、グルタミン酸NMDA受容体拮抗薬で、中等度及び高度アルツハイマー型認知症における認知症症状の進行を抑制する薬です。
- (\*8)マイクロニードルとは、生体分解性樹脂等から成る数百 $\mu\text{m}$ の微小針の集合体で、当社開発品は生け花に用いる剣山を数百 $\mu\text{m}$ レベルに縮小したような形状です。マイクロニードルは、注射しか投与手段のないワクチンや核酸医薬・タンパク医薬等の無痛経皮自己投与を可能にし、またワクチンや免疫性疾患においては従来の注射剤と比べて高い免疫効果が期待される、有望な投与デバイスとして注目されています。
- (\*9)オピオイドとは、ケシから採取されるアルカロイドやその関連の合成化合物及び内因性物質のうち麻薬性作用を持つ物質の総称です。モルヒネ、オキシドロン、フェンタニルなどに代表されるオピオイド鎮痛薬は、強い鎮痛効果を有する一方で、薬物依存性が高く中毒症を引き起こしやすく、過剰容量摂取した場合には呼吸抑制や昏睡を引き起こして死に至るおそれがあることが知られています。

## (2) 資金調達方法の概要

今回の資金調達は、当社が、割当予定先を割当先として本新株式を割り当てるほか、割当予定先に本新株予約権を割り当て、その行使が行われることによって当社の資本が増加する仕組みとなっております。当社は、既存株主の利益に配慮しながら、一層の事業拡大及び収益力向上のための必要資金を確保するにあたり、複数の資金調達方法を検討いたしました。その結果、第三者割当の方法による本新株式及び本新株予約権の発行が、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ、必要資金を早期にかつ相当程度高い蓋然性をもって調達できる設計であることから、当社のニーズに合致しており、最も適した調達方法であるという結論に至りました。

## (3) 資金調達方法の選択理由

上記「(1) 資金調達の目的」に記載した資金使途の目的に合う資金調達の方法を検討していましたが、キャンターフィッツジェラルド証券株式会社から本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達手法である本スキームの提案を受けました。同社より提案を受けた本スキームは、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ資金調達をすることができます。また、全体として、当社の当面の資金需要を満たす資金を比較的早期にかつ相当程度高い蓋然性をもって調達できる設計となっているため、まずマイクロニードル治験薬工場に関する増強設備投資を行った上で、MRX-9FLT：中枢性鎮痛貼付剤(フェンタニルテープ剤)開発における「誤用事故防止機能」ラベル獲得のための試験費用やMRX-5LBT：帯状疱疹後の神経疼痛治療薬(リドカインテープ剤)の欧州における開発費用のための資金を調達するという当社のニーズに合致していると考えており、当社の今後の成長にとって最善であると判断しております。また、当社は、下記「(4) 本新株予約権の商品性」に記載のメリット及びデメリット並びに他の資金調達方法について検討し、これらの検討結果として、本スキームが、下記「5 新規発行による手取金の使途(2) 手取金の使途」に記載した各資金使途に必要な資金を、一定の期間において高い蓋然性にて調達できることから、総合的な判断により本スキームを採用することを決定しました。

#### (4) 本新株予約権の商品性

##### 本新株予約権の構成

- ・本新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は100株と固定されており、本新株予約権の目的となる株式の総数は3,155,000株です。
- ・割当予定先はその裁量により本新株予約権を行使することができます。但し、下記に記載のとおり、本買取契約の規定により、原則として2020年11月25日までに、割当予定先に対して割当予定先が保有する本新株予約権合計8,150個の行使を義務付ける予定です。
- ・本新株予約権の行使価額は、当初296円(発行決議日の前取引日の東証終値の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額とします。)ですが、本新株予約権が行使される都度、本新株予約権の行使請求に必要な事項の通知がなされた日の直前取引日の東証終値の90%に相当する価額( [ 円位未満少数第1位まで算出し、少数第1位を切り上げます。 ] )に修正されます。但し、行使価額は、下限行使価額である164円(発行決議日の前取引日の東証終値の50%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額とします。)を下回って修正されることはありません。
- ・本新株予約権の行使期間は、割当日の翌取引日である2020年8月14日から2022年8月15日までの期間です。

当社は、当社と割当予定先との間で締結予定の本買取契約において主に下記及びの内容について合意する予定です。

##### 行使コミット条項

- ・割当予定先は、本新株予約権の払込期日の翌取引日(当日を含む。)から、原則としてその70取引日目の日(当日を含む。)(以下「行使コミット期限」といいます。)までの期間(以下「行使コミット期間」といいます。)に、割当予定先が保有する本新株予約権合計8,150個を行使することを約します。
- ・行使コミット期間延長事由(以下に定義します。)が発生しないと仮定した場合、行使コミット期限は2020年11月25日(本新株予約権の払込期日の翌取引日から起算して70取引日目の日)であり、この期限までに行使コミット期間延長事由が発生した場合、下記のとおり、上記の期限は延長されることとなります。
- ・行使コミット期間中のいずれかの取引日において、東証における当社普通株式の普通取引の価格が当該取引日において適用のある下限行使価額の111%を下回った場合(日中取引を含みます。)、東証における当社普通株式の普通取引が東証の定める株券の呼値の制限値幅の上限(ストップ高)又は下限(ストップ安)のまま終了した場合、東証における当社普通株式の1日当たりの普通取引の売買高が300,000株を下回った場合、又は当社普通株式の取引が東証により一時的に制限された場合(以下、上記乃至の事象を総称して、「行使コミット期間延長事由」といいます。)には、行使コミット期間が、行使コミット期間延長事由の継続日数分延長されます。
- ・行使コミット期間中において、当社普通株式が東証により取引が制限された場合(一時的なものを除きます。)、整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合、行使コミット期間は終了し、割当予定先は、本コミット条項に基づく新株予約権の行使義務を負わないものとします。
- ・割当予定先による本新株予約権の行使が制限超過行使(下記本「(注)3 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容」で定義します。)に該当する場合、割当予定先は、本コミット条項に基づく新株予約権の行使義務を負わないものとします。
- ・割当予定先が本新株予約権を行使することにより割当予定先の議決権比率が9.99%を超えることとなる場合、割当予定先は、本コミット条項に基づく新株予約権の行使義務を負わないものとします。
- ・天災、戦争、テロ、暴動、労働争議その他の事由の発生により、本新株予約権の行使や本新株予約権の行使により取得した株式の東証での売却が物理的若しくは実務上不可能となった場合又は不可能であると合理的に予測される場合、割当予定先は、本コミット条項に基づく新株予約権の行使義務を負わないものとします。
- ・割当予定先が、合理的に、本新株予約権の行使により、適用のある法令若しくは規則、又は裁判所、行政機関若しくは自主規制機関の決定等に違反するおそれがあると判断する場合、割当予定先は、本コミット条項に基づく新株予約権の行使義務を負わないものとします。

##### 割当予定先による本新株予約権の取得の請求及び当社による本新株予約権の取得

割当予定先は、本新株予約権の割当日から2022年8月14日までの間に、当社普通株式の東証終値が5取引日(東証終値のない日を除く。)連続して下限行使価額を下回った場合、当社に対して通知(但し、当該通知は、当該5取引日の翌取引日から10取引日以内に行うものとする。)することにより、割当予定先が保有する本新株予約権の取得を請求することができ、かかる請求がなされた場合、当社は、本新株予約権1個当たり200円で本新株予約権を取得するものとします。

当社は、本新株予約権の取得が必要であるとして、2020年12月23日から2022年6月29日までの間に当社取締役会が決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知をした上で、当社取締役会で定める取得日(但し、当該通知の翌取引日から30取引日以降の日に限るものとします。)に、本新株予約権1個当たり200円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得することができます。また、当社普通株式の東証終値が5取引日連続して下限行使価額を下回った場合、当社は、本新株予約権の取得が必要であるとして、当社取締役会が決議した場合は、会社法第273条の規定に従って通知

(但し、当該通知は、当該5取引日の翌取引日から10取引日以内に行うものとします。)をした上で、当社取締役会で定める取得日(但し、当該通知の翌取引日から30取引日以降の日に限るものとします。)に本新株予約権1個当たり200円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する新株予約権の全部を取得することができます。

(本新株予約権のメリット)

短期間における確実な資金調達

本新株予約権8,150個(対象となる普通株式数815,000株)は、原則として2020年11月25日までに全部行使されます。

資本政策の柔軟性

将来的に本新株予約権による資金調達の必要性がなくなった場合、又はそれ以上の好条件での資金調達方法が確保できた場合等には、当社の選択により、一定期間を除いて、本新株予約権の払込金額と同額で、残存する本新株予約権を別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄第1項に記載の取得条項に従って取得することができます。

過度な希薄化の抑制が可能なこと

本新株予約権の目的となる株式の総数は3,155,000株(発行決議日現在の発行済株式数15,864,100株の19.89%)と固定されており、株価動向にかかわらず本新株予約権の最大交付株式数が限定されており、行使価額が下方修正されても、希薄化が当初の想定以上に進むことはありません。

株価への影響の軽減を図っていること

- ・本新株予約権の行使価額は各行使請求の通知が行われた日の直前取引日の東証終値を基準として修正される仕組みとなっていることから、複数回による行使と行使価額の分散が期待されるため、当社株式の供給が一時的に過剰となる事態が回避されやすいと考えられます。
- ・下限行使価額が164円(発行決議日の前取引日の東証終値の50%の水準)に設定されており行使価額がかかる金額を下回ることはありません。

(本新株予約権の主な留意事項)

本新株予約権の下限行使価額は164円(発行決議日の前取引日の東証終値の50%の水準)に設定されており、株価水準によっては資金調達ができない可能性があります。

株価の下落局面では、行使価額が下方修正されることにより、調達額が予定額を下回る可能性があります。但し、行使価額は下限行使価額を下回ることはありません。

当社株式の流動性が低下した場合には、資金調達完了までに時間を要する可能性があります。

割当予定先が本新株予約権を行使することにより割当予定先の議決権比率が9.99%を超えることとなる場合、割当予定先は、本コミット条項に基づく新株予約権の行使義務を負わず、新株予約権の行使が進まない可能性があります。

本新株予約権発行後、東証終値が5取引日(東証終値のない日を除く。)連続して下限行使価額を下回った場合等には、割当予定先が当社に対して本新株予約権の取得を請求する場合があります。

(他の資金調達方法との比較)

公募増資

公募増資による新株発行は、一度に資金調達が可能となるものの、時価総額や株式の流動性によって調達金額に限界があり、当社の時価総額や株式の流動性を勘案すると必要額の調達が困難であると考えられます。また、公募増資の場合には検討や準備等にかかる時間も長く、公募増資を実施できるかどうかその時点での株価動向や市場全体の動向に大きく左右され、一度実施のタイミングを逃すと決算発表や四半期報告書及び有価証券報告書の提出期限との関係で最低でも数ヶ月程度は後ろ倒しになることから柔軟性が低く、資金調達の機動性という観点からは今回のスキームの方がメリットが大きいと考えております。これらの点を考慮の上、公募増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

株主割当増資

株主割当増資では、資力等の問題から割当予定先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なかの目処を立てることが非常に困難であります。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

第三者割当による全量新株式の発行

本新株式及び本新株予約権の対象となる当社普通株式の全ての株式分に相当する新株式の発行を第三者割当の方法により行う場合、一時に資金調達が可能とする反面、1株当たり利益の希薄化も一時に引き起こすため、株価に対する直接的な影響が大きいと考えられます。他方、今回の本新株式発行と本新株予約権の発行の組み合わせの場合、既存株主の利益に配慮しつつ、当面の必要資金を確実に調達するとともに、中長期的な企業成長に応じた資金調達に期待ができることから、現時点では最適な資金調達方法であると判断いたしました。

転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債は発行時点で必要額を確実に調達できるという観点ではメリットがありますが、発行後に転換が進まない場合には、当社の負債額を全体として増加させることとなり当社の借入余力に悪影響を及ぼすと共に、償還時点で多額の資金が将来的に必要となる場合現時点でかかる資金を確保できるかが不透明であるため、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。また、修正条項付転換社債型新株予約権付社債は相対的に転換の速度が速い傾向にあるものの、転換により交付される株数が行使価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく株主の皆様へのデメリットが大きいと考えられます。かかるデメリットを考慮した結果、当社としては必要額を確実に調達することよりも、希薄化を抑えた上で不足額が生じた場合には当該不足額を別の方法で調達することが株主の皆様利益になると考え、修正条項付転換社債型新株予約権付社債も今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。

#### 新株予約権無償割当による増資(ライツ・イシュー)

株主全員に新株予約権を無償で割り当てることによる増資、いわゆるライツ・イシューには当社が金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・イシューと、当社が金融商品取引業者との元引受契約を締結せず新株予約権の行使は株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・イシューがありますが、コミットメント型ライツ・イシューについては国内で実施された実績が乏しく、資金調達手法としてまだ成熟が進んでいない段階にある一方で、引受手数料等のコストが増大することが予想される点や時価総額や株式の流動性による調達額の限界がある点等、適切な資金調達手段ではない可能性があることから、今回の資金調達方法として適当でないと判断いたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、当社は最近2年間において経常赤字を計上しており、取引所の定める有価証券上場規程第304条第1項第3号aに規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。

#### 借入・社債による資金調達

当社グループは創業ベンチャー企業であります。医薬品の研究開発には長期に及ぶ先行投資が必要であり、期間損益のマイナスが先行する結果となっております。通常、借入・社債による資金調達においては、収益の安定性、担保力、現在の収益力が重視される傾向があり実際の調達には困難が伴うことから、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。

- 2 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容  
該当事項はありません。

- 3 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

当社は、割当予定先との間で本新株予約権の募集に関し締結予定の本買取契約において、本「(注)1(4)本新株予約権の商品性」及びに記載の内容以外に、下記内容について合意する予定です。

#### <割当予定先による行使制限措置>

当社は、東証の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同規程施行規則第436条第1項乃至第5項の定めに基づき、MSCB等の買受人による転換又は行使を制限するよう措置を講じるため、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」に従い、所定の適用除外の場合を除き、本新株予約権の行使をしようとする日を含む暦月において当該行使により取得することとなる株式数が本新株予約権の払込日時点における当社上場株式数の10%を超えることとなる場合の、当該10%を超える部分に係る新株予約権の行使(以下「制限超過行使」といいます。)を割当予定先に行かせないものとします。割当予定先は、上記所定の適用除外の場合を除き、制限超過行使に該当することとなるような本新株予約権の行使を行わないことに同意し、本新株予約権の行使にあたっては、予め当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行います。

割当予定先は、本新株予約権を譲渡する場合、あらかじめ譲渡先となる者に対して、当社との間で制限超過行使に係る制限の内容を約束させ、また、譲渡先となる者がさらに第三者に譲渡する場合にも当社に対して同様の内容を約束させるものとします。

- 4 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容  
該当事項はありません。

- 5 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容  
該当事項はありません。

- 6 その他投資者の保護を図るため必要な事項  
該当事項はありません。

- 7 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しないものとします。また、当社は、行使請求により発行する株式に株券を発行しないものとします。

- 8 本新株予約権行使の効力発生時期等

- (1) 本新株予約権の行使請求の効力は、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が払込取扱場所の当社の指定する口座に入金された日に発生します。

- (2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後、当該新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。

- 9 単元株式数の定めを廃止等に伴う取扱い

当社が単元株式数の定めを廃止する場合等、本新株予約権の要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じます。

- 10 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けます。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従います。

## (3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 5 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,140,286,000	22,000,000	1,118,286,000

(注) 1 払込金額の総額は、本新株式の払込価額の総額に、本新株予約権の払込価額の総額及び本新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額を合算した金額です。

2 行使価額が修正又は調整された場合には、調達資金の額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の行使に際して払込むべき金額の合計額及び発行諸費用の概算額は減少する可能性があります。

3 発行諸費用の概算額は、弁護士費用、新株予約権評価費用、調査費用、変更登記費用、有価証券届出書作成費用、仲介手数料及び株式事務手数料の合計です。

4 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

## (2) 【手取金の使途】

当社は、マイクロニードル治験薬工場に関する増強設備投資、MRX-9FLT：中枢性鎮痛貼付剤(フェンタニルテープ剤)開発における「誤用事故防止機能」ラベル獲得のための試験費用、及び、MRX-5LBT：帯状疱疹後の神経疼痛治療薬(リドカインテープ剤)の欧州における開発資金の確保を目的として、本新株式及び本新株予約権の発行を決議いたしました。

本新株式及び本新株予約権の発行並びに割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は、上記のとおり合計1,118,286,000円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、以下のとおり予定しています。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
マイクロニードル治験薬工場に関する増強設備投資：病原性のある細菌やウイルス、遺伝子組み換え生物等の使用に向けて「拡散防止等のバイオセーフティ対策」を中心とした設備増強	480	2020年8月～2020年12月
MRX-9FLT：中枢性鎮痛貼付剤(フェンタニルテープ剤)開発における「誤用事故防止機能」ラベル獲得のための試験費用	418	2021年1月～2021年6月
MRX-5LBT：帯状疱疹後の神経疼痛治療薬(リドカインテープ剤)の欧州における開発費用	220	2021年1月～2021年12月
合計	1,118	

(注) 1 本新株予約権の行使価額は修正又は調整される可能性があります。また割当予定先は本買取契約において本新株予約権の発行日の翌日以降、原則として70取引日以内に合計8,150個の本新株予約権を行使することをコミットしていますが、かかる行使コミット期限は本新株予約権の発行日の翌日以降の行使コミット期間延長事由の発生に伴い延長されるものとされていることから、実際に調達できる資金の額及びその支出時期と現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期との間に差異が生じる可能性があります。調達資金が大きく不足した場合には、追加での資金調達についても検討し、実施について適切に判断してまいります。

なお、上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金で保管する予定です。

2 調達資金は から の順に優先的に充当する予定です。

3 は主に外部の設備業者・施工業者への設備費用・施工費用、及び は主に外部の試験受託機関・製造受託先への試験委託費用・製造委託費用になります。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。



## 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

当社は、本買取契約において、本買取契約の締結日から払込期日後180日間を経過するまでの期間中（但し、割当予定先が本新株予約権を保有している期間中に限るものとします。）、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式、当社普通株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社普通株式を受領する権利を表章する証券の発行等（但し、本新株式及び本新株予約権の発行、本新株予約権の行使による当社普通株式の交付、発行済株式数（完全希薄化ベース）の5%以下の当社普通株式の発行及び処分、株式分割による当社普通株式の発行、当社の取締役等への譲渡制限付株式及びストック・オプションの付与（但し、当該譲渡制限付株式の数及び当該ストック・オプションが行使された場合に交付される当社普通株式の合計の数は、発行済みの当社新株予約権の行使により交付される当社普通株式の数と合わせて発行済株式数の10%以下（当該譲渡制限付株式のうち当社により無償取得されたもの並びに当該ストック・オプション及び新株予約権のうち行使がなされず消滅したものを除きます。）とします。）、その他日本法上の要請による場合等を除きます。）を行わない旨を合意する予定です。

当社は、本買取契約において、本買取契約の締結日から割当予定先が本新株予約権を保有している期間中、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、その保有者に当社普通株式を取得する権利を与えることを内容とする当社又は当社の子会社が発行者となる証券等であって、(A)当該証券等の最初の発行後、又は(B)当社の事業若しくは当社普通株式の取引市場に関連する事由の発生により、当該証券等における当社普通株式の取得に係る行使価額又は転換価額が当社普通株式の株価に連動して調整されるものの発行を行わない旨を合意する予定です。

当社は、本買取契約において、本買取契約の締結日から割当予定先が本新株予約権を保有している期間中、割当予定先の事前の書面による承諾を受けることなく、本新株予約権の下限行使価額の120%を下回る払込金額による当社普通株式の発行又は処分、及びその保有者に当社普通株式を取得する権利を与えることを内容とする当社又は当社の子会社が発行者となる証券等で、当該証券等における当社普通株式の取得に係る行使価額又は転換価額等が本新株予約権の下限行使価額を下回るものの発行又は処分を行わない旨を合意する予定です。

当社は、割当予定先の承諾を得て上記乃至の発行等を行う場合、割当予定先が要求した場合、上記乃至の発行等を行う証券等のうち本買取契約に従って算出される割合分について、他の相手方に対するものと同様の条件で割当予定先に対しても発行等を行う旨を合意する予定です。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

### 1 【割当予定先の状況】

a . 割当予定先の概要	名称	Japan International Partners LLC
	本店所在地	251Little Falls Drive, Wilmington, Delaware 19808-1674 USA
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
	代表者の役職及び名称	Manager : Nippon Opportunity Management LLC
	資本金	100米ドル(2020年6月時点) Initial Contribution
	事業の内容	証券投資
	主たる出資者及びその出資比率	Brookdale Aggregate Holdings LLC 100%
b . 当社と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

（割当予定先の代表者の概要）

a. 割当予定先の概要	名称	Nippon Opportunity Management LLC
	本店所在地	251 Little Falls Drive, Wilmington, Delaware 19808-1674 USA
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
	代表者の役職及び名称	代表者 Andrew Weiss, Paul Sherman
	資本金	100米ドル(2020年6月時点) Initial Contribution
	事業の内容	資産運用
	主たる出資者及びその出資比率	Andrew Weiss 50%, Paul Sherman 50%
b. 当社と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

#### c. 割当予定先の選定理由

当社は、今回の資金調達にあたり、公募増資、金融機関からの借入れ等の各資金調達方法について、上記「第1 募集要項 4 新規発行新株予約権証券(第17回新株予約権証券)(2)新株予約権の内容等(注)1 資金調達の概要及び選択理由」に記載のとおり検討いたしました。そのような中で、当社の資本政策について議論を行ってきたキャンターフィッツジェラルド証券株式会社を通じて、投資家であるWeiss Asset Management LP(以下「Weiss社」といいます。)と数回の個別面談を行い、第三者割当による新株発行及び第三者割当による新株予約権発行による資金調達方法の提案を受けました。Weiss社及びその関連会社は、アメリカの経済学者Andrew Weiss氏が1991年に設立したマルチストラテジー・ファンドであり、本拠地のボストン以外、サンフランシスコ及び香港に拠点を持ち、アジアの主要マーケットを含めたグローバルな投資プラットフォームを有しているファンドで、アメリカの大学基金や寄付基金、年金基金、医療機関、政府機関からの資金を多く運用し、様々な投資手法で投資を数多く実行しています。また、投資形態は柔軟であり、セカンダリー投資だけでなく、PIPEs投資を含めて検討可能としております。投資対象は、ファンダメンタル分析に基づき、投資規模に関わらず成長性が高いバイオ・ファーマ企業を含む会社としており、規模の大小は問わず成長性の高さに注目して投資対象を決定しています。これまでに提案を受けたことがある新株予約権付社債や新株予約権による資金調達手法の内容を考慮しつつ、当社内において協議・比較検討した結果、本スキームが、当社の必要とする資金を高い蓋然性をもって調達できるとともに、株価に対する一時的な影響を抑制しつつ既存株主への過度な影響を及ぼさずに追加的な資金調達ができる点において、有効な資金調達手段であると判断しました。

そこで、Weiss社の関連会社でありWeiss社の役員と同一の役員構成である、Nippon Opportunity Management LLC(住所:251 Little Falls Drive, Wilmington, DE 19808、代表者:Andrew Weiss, Paul Sherman)が運用するJapan International Partners LLCを割当予定先とすることを決定いたしました。

#### d. 割り当てようとする株式の数

本新株発行	676,000株
本新株予約権の目的である株式の総数	3,155,000株
合計	3,831,000株

e. 株券等の保有方針

本新株式及び本新株予約権の行使により取得する当社株式について、当社と割当予定先との間で、継続保有及び預託の取り決めはありません。なお、本新株式及び本新株予約権の行使後の当社株式に関する割当予定先の保有方針は純投資である旨、口頭で確認しております。当社役員と割当予定先の担当者との協議において、本新株式及び本新株予約権の行使により取得する当社株式については、割当予定先が市場売却等の方法により、市場の状況等を勘案し、株価への悪影響を極力排除する様に努めることを前提に適宜売却する可能性がある旨を口頭にて確認しております。本新株予約権は、振替新株予約権であるため、本新株予約権の発行要項には譲渡制限について規定されておきませんが、本買取契約において、割当予定先は、当社取締役会の事前の承認がない限り、本新株予約権を第三者に譲渡することはできない旨を定める予定です。割当予定先は、本新株予約権を第三者に譲渡する予定はなく、本新株予約権の行使が完了するまでの間は、保有する方針であることを口頭で確認しております。当社取締役会が事前に譲渡承認を行う場合、後記f. 払込みに要する資金等の状況及びg. 割当予定先の実態に記載のと同様に、本人確認及び反社会的勢力と関係を有していないこと、譲渡先について本新株予約権の行使に要する資金の保有状況を確認したうえで、承認を行うこととします。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が払込期日から2年以内に本第三者割当により発行される当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を東証に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確認書を取得する予定です。

f. 払込みに要する資金等の状況

Japan International Partners LLC に対する Brookdale International Partners, L.P. (住所: 80 State Street, Albany, NY 12207, Manager: Weiss Asset Management LP) 及び Brookdale Global Opportunity Fund (住所: 39 Market Street #3205, 2nd Floor, Gardenia Court, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9003, Cayman Islands, Manager: Weiss Asset Management LP) より提出された資金提供を確約する「エクイティ・コミットメントレター」及び Brookdale International Partners, L.P. 及び Brookdale Global Opportunity Fund の資金源として2019年12月期のKPMG監査済み財務書類を受領しました。当社は、Brookdale International Partners, L.P. 及び Brookdale Global Opportunity Fund のアカウントにおける日々の入出金の金額を確認することにより、当該ファンドが本件払込みに十分な額の資金を運用していること、並びに当該ファンドが Japan International Partners LLC に対し本件払込みに必要な資金を出資する旨を確約していることを確認しました。

したがって、本新株式発行及び本新株予約権の発行に係る払込み並びに本新株予約権の行使に要する資金の確保状況について問題はないものと判断しております。

g. 割当予定先の実態

当社は、Japan International Partners LLC、Weiss社並びにWeiss社のCEO及びその役員について、反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社東京エス・アール・シー(東京都渋谷区東4丁目7番7号フラットチクマ201 代表取締役 中村勝彦)に調査を依頼しました。その結果、割当予定先であるJapan International Partners LLC及びその直接の出資者であるBrookdale Aggregate Holdings LLC、並びにその直接の出資者であるBrookdale International Partners, L.P. 及びBrookdale Global Opportunity Fund、Japan International Partners LLC のマネージャーであるNippon Opportunity Management LLC、並びに Brookdale International Partners, L.P. 及びBrookdale Global Opportunity Fundに対して投資運用業務を提供しているWeiss社、そのジェネラル・パートナーであるWAM GP LLC並びにWeiss社のCEO及びその役員について、反社会的勢力である又は反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の報告はありませんでした。また、Brookdale International Partners, L.P. 及びBrookdale Global Opportunity Fundの資金源泉につきましては、同ファンドに対して資金運用業務を提供しているWeiss社から、Brookdale International Partners, L.P. 及びBrookdale Global Opportunity Fundの投資家につき、現時点において、反社会的勢力との関係が疑われる旨の報告はありませんでした。

以上のことから、当社は割当予定先、当該割当予定先の役員又は主な出資者が反社会的勢力とは一切関係していないと判断しており、その旨の確認書を東証に提出しております。

## 2 【株券等の譲渡制限】

本新株式には譲渡制限は付されていません。

また、本新株予約権には譲渡制限は付されておりません。但し、本買取契約において、割当予定先は、当社取締役会の事前の承認がない限り、本新株予約権を第三者に譲渡することはできない旨が定められる予定です。

## 3 【発行条件に関する事項】

### (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

#### 本新株式発行

本新株式の払込金額は、本新株式発行に係る取締役会決議日の前営業日(2020年7月27日)の当社普通株式の東証終値328円を基準とし、1株につき296円(ディスカウント率9.76%)といたしました。

当該払込金額は、本新株式発行に係る取締役会決議日の直前1ヶ月間の終値の平均値である340.95円に対しては13.18%のディスカウント、直前3ヶ月間の終値の平均値である365.66円に対しては19.05%のディスカウント、直前6ヶ月間の終値の平均値である309.88円に対しては4.48%のディスカウントとなります。

ディスカウント率につきましては、以下のような事情を考慮した上で、割当予定先との協議の結果を踏まえ、当社にとって最も望ましいと考えられる条件として決定いたしました。

- ・当社は、上記「第1 募集要項 4 新規発行新株予約権証券(第17回新株予約権証券) (2)新株予約権の内容等 (注)1 資金調達概要及び選択理由 (1)資金調達の目的」に記載のとおり、ベンチャー企業として医薬品開発に取り組んでいるため、医薬品の研究開発のために長期に及ぶ先行投資が必要である一方で、現有資金では、上記「第1 募集要項 5 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載した設備投資費用及び開発費用を賄うことができないため、資金調達を行う必要性が高いこと
- ・当社は、上記「第1 募集要項 4 新規発行新株予約権証券(第17回新株予約権証券) (2)新株予約権の内容等 (注)1 資金調達概要及び選択理由 (1)資金調達の目的」に記載のとおり、当社グループの医薬品製剤技術を大きな事業価値として具現化すること、また各パイプラインが内包している開発進捗不順による収益の不確実性を分散することの方策として、積極的に開発パイプラインのポートフォリオを充実させることが当社グループの収益基盤を強化・複線化する最善の手段であり、中長期的な当社グループの企業価値向上に資すると考えているところ、本スキームにより調達した資金を、上記「第1 募集要項 5 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載した設備投資費用及び開発費用に充当し、積極的に開発パイプラインのポートフォリオを充実させることによって、上記ディスカウント率を考慮しても、既存株主の皆様の利益拡大に繋がるものと判断したこと
- ・当社グループは、上記「第1 募集要項 4 新規発行新株予約権証券(第17回新株予約権証券) (2)新株予約権の内容等 (注)1 資金調達概要及び選択理由 (1)資金調達の目的」に記載のとおり、医薬品の研究開発のために長期に及ぶ先行投資を行った結果、期間損益のマイナスが先行して営業赤字が継続しているため継続企業的前提に重要な疑義を生じさせる状況となっており、また、新型コロナウイルスの感染拡大による株式市場全体の下落も予想される中で、当社普通株式の株価の下落リスクが存在すること

本新株式発行に係る取締役会決議日の前営業日の終値を基準とした理由は、算定時に最も近い時点の市場価格であり、現時点における当社株式価値を適正に反映しているものと判断したためであります。なお、本日、「業績予想の再修正に関するお知らせ」において2020年12月期第2四半期連結累計期間(2020年1月1日～2020年6月30日)の連結業績予想の再修正を公表し、この影響は本新株式発行に係る取締役会決議日の前営業日(2020年7月27日)の終値には織り込まれておりませんが、通期連結累計期間(2020年1月1日～2020年12月31日)の連結業績予想に変更はないため株価に与える影響は軽微であると当社では判断し、本新株式発行に係る取締役会決議日の前営業日(2020年7月27日)の終値を基準としております。

かかる払込金額については、「払込金額は、株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価額に0.9を乗じた額以上の価額であること」とする、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものであり、割当予定先に特に有利な払込金額に該当しないものと判断しております。

なお、監査役3名全員(うち社外監査役2名)から、本新株式の払込金額は、上記日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」等に照らした結果、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。

## 本新株予約権発行

当社は、本新株予約権の発行要項及び本買取契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の評価を第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計(東京都港区元赤坂一丁目1番8号 代表者:黒崎 知岳)に依頼しました。当該算定機関と当社及び割当予定先との間には、重要な利害関係はありません。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買取契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、当社の株価、ボラティリティ、予定配当額、無リスク利率、割当予定先の権利行使行動等についての一定の前提(割当予定先が行使コミット条項に基づく権利行使を完了するように行使期間に渡り一定数量の本新株予約権の権利行使を行うこと、割当予定先の本新株予約権行使及び株式売却の際に負担する株式処分コスト並びに本新株予約権の発行コストが発生することを含みます。)を想定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、割当予定先との協議を経て、本新株予約権1個当たりの払込金額を当該評価額と同額である200円としました。また、本新株予約権の行使価額については、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の前取引日(2020年7月27日)の当社普通株式の東証終値328円を参考として、当初296円(9.76%のディスカウント)としました。

本新株予約権の払込金額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額であるため、本新株予約権の払込金額は、特に有利発行せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

なお、監査役3名全員(うち社外監査役2名)から、本新株予約権の払込金額は、本新株予約権の発行要項の内容及び上記算定根拠に照らした結果、本新株予約権の評価額と同額であることから、割当予定先に特に有利な金額ではなく適法である旨の意見を得ております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

第三者割当により発行される株式数は676,000株(議決権数は6,760個)で、発行決議日現在の当社発行済株式総数15,864,100株に対する比率は4.26%、発行決議日現在の当社議決権総数158,602個に対する比率は4.26%であります。また、本新株予約権の全てが行使された場合における交付株式数は3,155,000株(議決権数は31,550個)で、発行決議日現在の当社発行済株式総数に対する比率は19.89%、発行決議日現在の当社議決権総数に対する比率は19.89%であります。したがって、本資金調達による希薄化の割合は最大で24.15%(議決権における割合は、総議決権の24.15%)であります。また、当社は、2020年3月2日を割当日として当社第16回新株予約権合計1,260個を当社の従業員及び当社子会社の取締役並びに外部支援者に対して発行しておりますが、発行決議日現在において、当社第16回新株予約権は全て未行使となっております。当社第16回新株予約権の全てが行使された場合における交付株式数は126,000株(議決権数は1,260個)で、発行決議日現在の当社発行済株式総数に対する比率は0.79%、発行決議日現在の当社議決権総数に対する比率は0.79%であります。したがって、本資金調達による希薄化の割合は最大で24.15%(議決権における割合は、総議決権の24.15%)であり、当社第16回新株予約権の全てが行使された場合を考慮しても、希薄化の割合は最大で24.94%(議決権における割合は、総議決権の24.95%)であります。

しかしながら、当社は、本新株予約権による資金調達により調達した資金を上記「第1 募集要項 5 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載した各資金使途に充当する予定であり、これは当社の企業価値の向上を実現し、売上及び利益を向上させるとともに、安定した業績の拡大に寄与するものであって、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様利益に貢献できるものと考えております。なお、本新株発行及び本新株予約権の行使により増加する議決権の総数38,310個は、当社第16回新株予約権の行使により増加する議決権の総数1,260個と合算しても、2020年7月28日現在における当社の発行済株式総数に係る議決権総数の25%未満であり、支配株主の異動を伴うものでもないこと(本新株予約権の全てが行使された場合であっても、支配株主の異動が見込まれるものではないこと)から、東証の有価証券上場規程第432条「第三者割当に係る遵守事項」に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

**4 【大規模な第三者割当に関する事項】**

該当事項はありません。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)
Japan International Partners LLC (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	251 Little Falls Drive, Wilmington, Delaware 19808-1674 USA (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)			3,831,000	19.46
株式会社MM	香川県東かがわ市湊616番地8	540,300	3.41	540,300	2.74
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	289,900	1.83	289,900	1.47
楽天証券株式会社	東京都港区青山2丁目6番21号	239,500	1.51	239,500	1.22
松村 米浩	東京都文京区	233,100	1.47	233,100	1.18
松村 眞良	香川県東かがわ市	200,000	1.26	200,000	1.02
松井証券株式会社	東京都千代田区麹町1丁目4番地	195,300	1.23	195,300	0.99
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2-10号	165,100	1.04	165,100	0.84
井上 圭司	大阪府大阪市	158,000	1.00	158,000	0.80
auカブドットコム証券株式会社	東京都千代田区大手町1丁目3番2号経団連会館6階	138,500	0.87	138,500	0.70
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目9番1号	118,700	0.75	118,700	0.60
計		2,278,400	14.37	6,109,400	31.03

(注) 1 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2020年6月30日現在の株主名簿上の株式数により作成しております。

2 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、割当後の所有株式数に係る議決権の数を、2020年6月30日時点の総議決権数(158,602個)に、本新株式の発行及び本新株予約権の目的となる株式発行により増加する議決権数(38,310個)を加えた数で除して算出しております。

3 割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点第3位を四捨五入しております。

4 割当予定先であるJapan International Partners LLCの「割当後の所有株式数」は、割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を全て保有した場合の数となります。前記「1 割当予定先の状況 e. 株券等の保有方針」に記載のとおり、割当予定先であるJapan International Partners LLCは、割当を受けた本新株予約権の行使により交付された株式については、当社の株価及び株式市場の動向等を勘案しながら適時適切に売却する方針であるため、割当後の総議決権に対する所有議決権数の割合は、上表から変動する可能性があります。

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

### 第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第18期、提出日2020年3月30日)及び四半期報告書(第19期第1四半期、提出日2020年5月14日)(以下「有価証券報告書等」といいます。)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2020年7月28日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2020年7月28日)現在においても変更の必要はないものと判断しております。

### 2. 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に記載の第18期有価証券報告書の提出日(2020年3月30日)以降、本有価証券届出書提出日(2020年7月28日)までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(2020年3月30日提出の臨時報告書)

#### 1. 提出理由

当社は、2020年3月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2. 報告内容

##### (1) 株主総会が開催された年月日

2020年3月27日

##### (2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役7名選任の件

第3号議案 監査役2名選任の件

## (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成(反対)割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	48,213	4,085	0	(注) 1	可決 91.9
第2号議案 取締役7名選任の件					
松村 眞良	48,879	3,417	0	(注) 2	可決 93.1
松村 米浩	48,903	3,393	0		可決 93.2
山崎 啓子	49,426	2,870	0		可決 94.2
秋友 比呂志	49,389	2,907	0		可決 94.1
濱本 英利	49,353	2,943	0		可決 94.0
藤岡 健	49,684	2,612	0		可決 94.7
岩谷 邦夫	49,658	2,638	0		可決 94.6
第3号議案 監査役2名選任の件					
福井 優	49,944	2,352	0	(注) 2	可決 95.2
團野 浩	49,609	2,687	0		可決 94.5

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

## (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

## 3. 資本金の増減

「第四部 組込情報」に記載の第18期有価証券報告書の提出日(2020年3月30日)以降、本有価証券届出書提出日(2020年7月28日)までの間における資本金の増減は以下のとおりであります。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2020年4月1日～ 2020年6月30日 (注) 1	650,000	15,861,100	52,773	6,934,014	52,773	6,503,214
2020年7月1日～ 2020年[7]月[28]日 (注) 2		15,861,100		6,934,014		6,503,214

(注) 1 第15回新株予約権(行使価額修正条項付)の行使による増加であります。

2 上記の発行済株式総数増減数、発行済株式総数残高、資本金増減額、資本金残高、資本準備金増減額及び資本準備金残高には、2020年7月1日から本有価証券届出書提出日(2020年7月28日)までの間に生じた新株予約権の行使による変動は含まれておりません。

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度(第18期)	自 2019年1月1日 至 2019年12月31日	2020年3月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第19期第1四半期)	自 2020年1月1日 至 2020年3月31日	2020年5月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン) A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年3月27日

株式会社メドレックス  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 川合弘泰

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 久保誉一

### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メドレックスの2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メドレックス及び連結子会社の2019年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### <内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社メドレックスの2019年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があ

る。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社メドレックスが2019年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2020年3月27日

株式会社メドレックス  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 川合弘泰

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 久保誉一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社メドレックスの2019年1月1日から2019年12月31日までの第18期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メドレックスの2019年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年5月12日

株式会社メドレックス  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 川合弘泰

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 久保誉一

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社メドレックスの2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(2020年1月1日から2020年3月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(2020年1月1日から2020年3月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社メドレックス及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。